

令和 7（2025）年度
立正大学外部評価委員会報告書

開催日：2025 年 12 月 22 日
作成日：2026 年 03 月 16 日

令和 7（2025）年度 立正大学外部評価委員会 報告書

1. エグゼクティブ・サマリー

本報告書は、令和 7（2025）年度外部評価委員会における議論内容を基に、立正大学における内部質保証の現状、課題、改善方向をまとめたものである。内部質保証体制の再構築、省力化と実質化の両立、学部・研究科レベルでの取り組みとの整合性が重要な論点となった。

2. 会議概要・参加者

本委員会は、本学が実施する自己点検・評価結果の客観性および妥当性評価と内部質保証の有効性について、検証および評価を行うことを趣旨とする委員会であり、大学執行部・学部長・外部有識者を交えた意見交換の場となっている。本年度は、本学が現在再構築を行っている経過を踏まえ、内部質保証体制について近年の高等教育政策の動向を踏まえた内部質保証の本質的な議論を深めるべく、大学等教育機関の関係者 4 名に外部評価委員を委嘱し、当日は 3 名の委員から、大学運営の実態と他大学での先進事例を踏まえた示唆に富む助言が得られた。

■外部評価委員会概要

日 時：12 月 22 日（月） 13：30～15：10

会 場：品川キャンパス コミュニティラウンジ

テーマ：「内部質保証が機能するためのファクターとアクターを考える」

出席者：▶外部評価委員（3 名 順不同・敬称略）

委員長	田 中 岳	岡山大学	副学長・教学企画室教授
委 員	松 尾 哲 矢	立教大学	スポーツウエルネス学部教授
委 員	立 石 慎 治	筑波大学	図書館情報メディア系助教

▶学内出席者（7 名）

北 村 行 伸	学 長
永 井 智	副学長／自己点検・評価、教学担当
王 在 喆	副学長／内部質保証システム検証担当
伊 東 肇	大学事務本部長
伊 勢 崎 奈 津 子	学長室部長
泉 名 淳 史	教育開発課長
大 石 大 祐	学長秘書課長

▶オブザーバー

副学長、学長補佐、学部長、研究科長

3. 現状整理：昨年度指摘事項への対応状況

永井副学長より、前年度の外部評価委員会における指摘への対応状況として次の点が報告された：①グッドプラクティス共有不足への対応として、自己点検・評価シートの導入による比較・蓄積の強化、②省力化と機能化の両立を目指し、全学質保証会議の廃止など組織の簡素化、③意思決定との連動を図るため、ポリシー見直しと事業計画サイクルの構想を進めている。

4. 意見交換のポイント：実質化・省力化・裁量

本委員会での議論は、内部質保証の『実質化』とは何かを深く掘り下げるものであった。以下に主要なポイントを整理する。

【1】実質化とは「現場の活動に根ざした改善サイクルの確立」である

立石委員は、筑波大学での改革事例を踏まえ、内部質保証を『管理のための書類作成』から『教育改善の実働プロセス』へ転換すべきと強調した。項目チェックする形式を廃止し、部局が自律的に質保証を行う仕組みに移行した経験から、

- ・学科・学部が“自分たちの教育を自分たちで説明できる状態”を目指すこと
- ・全学は“最低限の共通スタンダード”のみを提示すること

が効果的であるとの示唆が得られた。

【2】改善感を生むためには「成功体験の共有」が不可欠

松尾委員は、立教大学での新入生キャンプや学生主導型プログラムの事例を示し、学部内で当たり前と思っている取り組みが他学部から見ると価値の高い実践になり得ると指摘した。

こうした気づきが組織のモチベーションを生み、教員の主体的な改善意識の醸成につながると述べた。

【3】本部と学部の“翻訳”のズレをどう埋めるか

田中委員長は、国立大学の事例を引きつつ、『大学本部・学部・外部評価機関の三者間での翻訳の難しさ』を指摘した。

- ・本部は外部基準（認証評価など）を理解している
- ・学部は教育実践に集中している

という構造があるため、双方の文脈をつなぐ“翻訳者”が必要である。新任学部長・学科長研修（FD）の充実は、このズレを埋める最重要施策であると述べた。

【4】組織と人材のバランス：カルチャーの問題への向き合い方

永井副学長が指摘する『仕組みを整えることから、実質的な動きへ繋げることへの難しさ』という課題に対し、委員からは、制度よりも“人が動く仕組み”を先に設計することも重要であるとの指摘があった

松尾委員の科研費向上の例、田中委員の“換気（外の風を入れる）”という比喻に象徴されるように、

- ・ 行動が促される環境づくり
- ・ 外部刺激や成功体験の流通

こそが、内部質保証を形骸化させない要であるとされた。

【5】平準化ではなく“多様性の束ね方”が鍵

意見交換全体を通じて、学部・研究科の多様性は抑圧すべきものではなく、大学としての強みであり、むしろ“束ね方”が重要であると整理された。

- ・ 普段は個性を生かす（EU 型の連合モデル）
 - ・ 認証評価など外部説明時には、全学として一体的に“ドレッシング”のように混ざる
- という本部の役割を示した田中委員の比喻が共有され、本学の今後の内部質保証像を考える重要な視点となった。

5. 意見交換を通して得られた具体的な取組み案

- (1) 全学共通スタンダードの再整理：三つの方針（DP・CP・AP）を基軸に、最低限の共通フレームを明確化する。
- (2) 学部・研究科の主体性強化：各部署が独自に行う内部質保証活動と全学としての内部質保証活動の連動を図る。
- (3) 改善感を得る仕組みづくり：成果・気づきを共有する FD・WS を実施。
- (4) 人材育成：新任学部長・学科長向けの実践的 FD を整備し、内部質保証の“翻訳能力”を高める。
- (5) 外部の風を取り入れる：他大学連携・外部有識者の継続的活用を行い、組織の硬直化を防ぐ。

6. 総括

本委員会では、昨年度の指摘事項への対応状況を確認するとともに、本学における内部質保証を更なる実質的な改善につなげるため、多角的かつ示唆に富むご指摘を頂き、極めて有意義な意見交換をさせて頂いた。

特に強調されたのは、内部質保証の「実質化」とは、管理のための書類整備ではなく、現場の教育活動に根ざした改善サイクルを確立することにあるという点である。各学部・研究科が自らの教育の目的・成果・課題を主体的に説明し、改善に結び付けることこそが、内部質保証の本質であるとの指摘は、本学が今後目指すべき方向性を明確に示すものであった。全学としては、過度に詳細な統制ではなく、最低限の共通スタンダードを提示することで、各部局の主体性と多様性を尊重することの重要性が確認された。

また、改善を持続的なものとするためには、各部局の優れた取組や成功体験を可視化し、共有する仕組みが不可欠であるとの指摘も重要であった。日常的な教育実践における優れた工夫や成果を組織全体で共有することは、教職員の改善意識を高めるとともに、組織全体の質向上に向けた内発的な動機づけを促進するものである。さらに、本部と学部、外部評価機関の間に存在する認識や言語の違いを適切に橋渡しする「翻訳」の機能の重要性も改めて認識された。

加えて、内部質保証を真に機能させるためには、制度の整備のみならず、人が主体的に動く環境の形成が重要であるとの指摘も示唆に富むものであった。特に、学部・研究科の多様性は本学の強みであり、それを一律に平準化するのではなく、全学としての共通の枠組みのもとで適切に束ね、必要に応じて統一的な説明を行うことが、本部の重要な役割であることが共有された。

本委員会で得られた知見は、本学の内部質保証を次の段階へと発展させる上で極めて重要な指針となるものであった。本委員会での議論踏まえ、今後は、内部質保証体制の組織面での整備に加え、三つの方針を基軸とした各部局の主体的な質保証活動の促進を図るとともに、成果や改善事例の共有を目的としたFDの充実や学部・研究科の取り組みを可視化し、互いに共有するための工夫などを計画的に進めていく必要がある。

これらの取組を通じて、本学の内部質保証を単なる制度としてではなく、教育の質向上を継続的に推進する実効性のある仕組みとして定着させることが求められる。

自己点検・評価担当副学長
永井 智